

押印省略に関する Q&A

1 押印が省略できる条件について

質 問	回 答
組合からの見積書提出依頼、納品・履行、代金請求などに伴い提出する書類で押印が省略できるもの、条件を教えてください。	見積書、納品書、完了届、請求書が押印省略の対象になります（納品書、完了届は無条件で押印不要）。見積書、請求書の押印を省略する場合、「本件責任者および担当者」の欄を設け、役職（所属）・氏名および連絡先（電話番号）を記載する必要があります。（役職（所属）がない場合は、記載なしで可）。 <u>なお、令和7年10月1日以降に公告や見積依頼を行う案件で提出される書類について適用します。それ以前に、契約締結した案件に関して提出される請求書については、書類の作成日が10月1日以降のものについて適用します。</u>

2 本件責任者及び担当者について

質 問	回 答
「本件責任者及び担当者」とは誰を指しますか。	本件責任者は、当該案件を取り扱う部門の長ですが、役職にかかわらず書類の発行にあたって責任を有するかたを指します。 担当者は、当該案件を担当しているかたを指します（事務担当や営業担当など）。
本件責任者及び担当者は苗字のみの記載でよいですか。	苗字だけではなく名の記載もお願いします（読みがなでの記載は不可です）。 例：氏名が印旛 太郎の場合、「いんば たろう」や「インバ タロウ」は不可。
見積書と請求書の「本件責任者及び担当者」は別の人でもよいですか。	見積書と請求書の作成部署が別であったり、人事異動等で担当が交代することもあることから、違う人でも構いません。
「本件責任者及び担当者」の役職（所属）・氏名および連絡先（電話番号）の記載があれば、請求者（代表者）の役職名・氏名の記載を省略できますか。	請求者の役職名・氏名は省略できません（役職がない場合は記載不要）。

押印省略に関する Q&A

「本件責任者及び担当者」が同一人物の場合は、どのように記載するのですか。	「本件責任者の役職（所属）・氏名・連絡先(電話番号)」を記載したうえで、担当者については「同上」とするか、「本件責任者・担当者」というようにまとめるなど、本件責任者と担当者が同じであることが分かるようにしてください（役職（所属）がない場合は記載なしで可）。
「本件責任者及び担当者」の連絡先は会社の代表電話の番号が1つ記載があればよいですか。責任者と担当者それぞれの連絡先が必要ですか。	本件責任者と担当者の連絡先（電話番号）が同一の場合、連絡先については「同上」等と記載し、本件責任者の電話番号と同じであることが分かるようにしてください。
「本件責任者及び担当者」の連絡先は携帯電話でもよいですか。	原則として固定電話の番号を記載してください。 ただし、固定電話がない場合は、本件責任者及び担当者と確実に連絡の取れる携帯電話としてください。
「本件責任者及び担当者」の連絡先はメールアドレスでもよいですか。	書類に不明な点があった場合に直接連絡をする必要があることから、電話番号を記載してください。 ただし、電話での対応が困難な場合は、電話番号に加えて FAX 番号やメールアドレス等を記載してください。

3 電子メールやFAXでの提出について

質 問	回 答
電子メールで書類を提出してもよいですか。	押印が省略されているものに限り、電子メールによる提出も可能です。ただし添付ファイルは PDF 形式とし、文字などが鮮明に読み取れるものに限りです。
FAX で書類を提出してもよいですか。	押印が省略されているものに限り、FAX による提出も可能です。ただし文字などが鮮明に読み取れるものに限りです。

押印省略に関する Q&A

押印した見積書、請求書をスキャナーで取り込み、電子メールに添付して提出してもよいですか。	押印した見積書、請求書は紙で提出してください。 ただし、「本件責任者および担当者」の欄を設け、氏名および連絡先（電話番号）の記載がされている場合は、押印が省略されているものとみなし、電子メールによる提出も可とします。
電子メールに見積書や請求書を添付する代わりに、見積書の内容又は請求金額を含む請求書をメール本文に記載してもよいですか。	電子メールで提出していただく場合は、必ず PDF ファイルで添付してください。 メール本文に請求内容等を記載しての提出は、不可です。
押印を省略した書類は、電子メールで提出しなければならないのですか。	押印を省略した場合、電子メールのほか、従来どおり郵送や持参による提出もできます。

4 その他

質 問	回 答
押印の義務付けの廃止は、いつから適用されますか。	令和7年10月1日以降に公告や見積依頼を行う案件で提出される書類について適用されます。ただし、それ以前に契約締結した案件に関して提出される請求書と検査調書の書類については、書類の作成日が10月1日以降のものについて適用します。